

板橋区立大谷口小学校

危機管理マニュアル

【震災編のみ抜粋】

本資料は、学校保健法第29条に基づき、大谷口小学校で策定している「危機管理マニュアル」のうち、震災編のみ抜粋したものとなります。板橋区立学校では、子どもたちが在校時において、震度5弱以上の地震が発生した際には、原則として保護者に引き渡すことになっています。本資料の公開にあたっては、学校と地域、保護者の皆様が震災発生時の対応について共有することで、子どもたちの安心・安全確保につなげていくことを目的としています。

4 地震発生時

- ア 児童の避難 *防災頭巾で頭部を保護する。
・教室にいる場合 机の下にもぐらせる。
・廊下・階段等にいる場合 揺れ始めの時は、窓ガラスの下を避け、頭部を保護するようにして壁際にしゃがませる。
・校庭にいる場合 校庭中央に集め、しゃがませる。
- イ 火の始末をする。
・ガスの元栓をしめる ・ストーブを消す ・電源を切る
- ウ 出入り口の戸を開ける。
- エ 状況により避難する場合は、本部の指示により、静かに順序よく校庭に避難させる。
- オ 大地震(震度5弱以上)、の場合は、保護者に児童を引き渡す。

・第一次行動	校舎内で揺れの収まるのを待ち、校庭への避難準備をする。
・第二次行動	本部の指示により、校庭に避難する。 保護者の引き取りを待つ。
・第三次行動	保護者に児童を引き渡す。 保護者以外の場合は、引き取り人名簿で確認する。 兄弟がいる場合は、高学年から引き取らせる。

- *引き取り人名簿は、ファイルにとじ、定位置に保管しておく。
引き取り人一覧表は、出席簿の表紙に貼り、引き渡しのチェックに用いる。
*引き取り人が来校するまで児童を学校で預かる。
*児童の下校後に大地震があった場合は、担任は児童の安否を確認する。

- カ 警戒宣言発令時もオと同様に引き渡しを行う。
- キ 2次避難場所(大谷口児童遊園)から、安全上、移動が必要になったときは、3次避難場所(日大病院)への誘導を速やかに行う。

5 火災発生時

基本行動

【Ⅰ 授業中】

- ア. 第一次通報を聞き取らせる。
・すべての学習活動をやめさせて、次の指示を待たせる。
- イ. 第二次通報を聞き取らせる。
・通報の内容を正しく聞き取らせる。
- ウ. 避難開始
・原則として窓を閉める。(地震の場合は開ける。)
・廊下に二列に並ばせる。
(上履きのまま、何も持たせない、ヘルメット類をかぶらせる。)
・教師は出席簿を持ち、先頭に立って誘導する。
(昇降口を出る際に、児童の安全避難を確認する。)
・静かに早く外に出す。「お・か・し・も・ち」を守らせる。)
・定められた集合場所に整列させる。
・専科授業の場合は、集合場所まで専科教諭が誘導し、担任に引き継ぐ。

- エ. 人員の掌握
・担任→本部(異常の有無、児童数の報告)

- オ. 残留児童の確認(事務主事・主事)

【Ⅱ 休憩時間中】

- ア. 第一次通報を聞き取らせる。
・通報と同時に全ての活動をやめて静止させ、次の指示を待たせる。
- イ. 第二次通報を聞き取らせる。
・通報の内容を正しく聞き取らせる。(災害状況・避難場所)
- ウ. 避難開始(定められた場所に整列させる。)
- エ. 人員の掌握(異常の有無・児童数の報告)
- オ. 残留児童の確認(事務主事・主事)

- ア 児童がいる場合
 - ・ⅠまたはⅡに従って避難させる。
- イ 放課後で児童がいない場合
 - ・主として重要書類の搬出、ならびに、災害を最小限にとどめるための初期消火をする。

6 風水害発生時

*** 台風等風水害防災行動計画（タイムライン）に基づいて、安全対策を講じる。**

- ア 台風、大雪などの風水害の状況により、タイムラインに基づいて、緊急メール配信などを行い、授業前は、登校を一時見合わせる。授業中は、警報発令時は、解除されるまで学校に待機し、その後に下校させる。
- イ 窓・扉等は、鍵をしっかりとかけ、風雨が室内に吹き込まないようにする。
- ウ 教室内の教材・教具等は、濡れないように窓から離れたところに移動させる。
- エ 職員の待機は、教育委員会・校長の指示による。